

平成 28 年 8 月
防災街づくり課

区民意見概要及び区の考え方

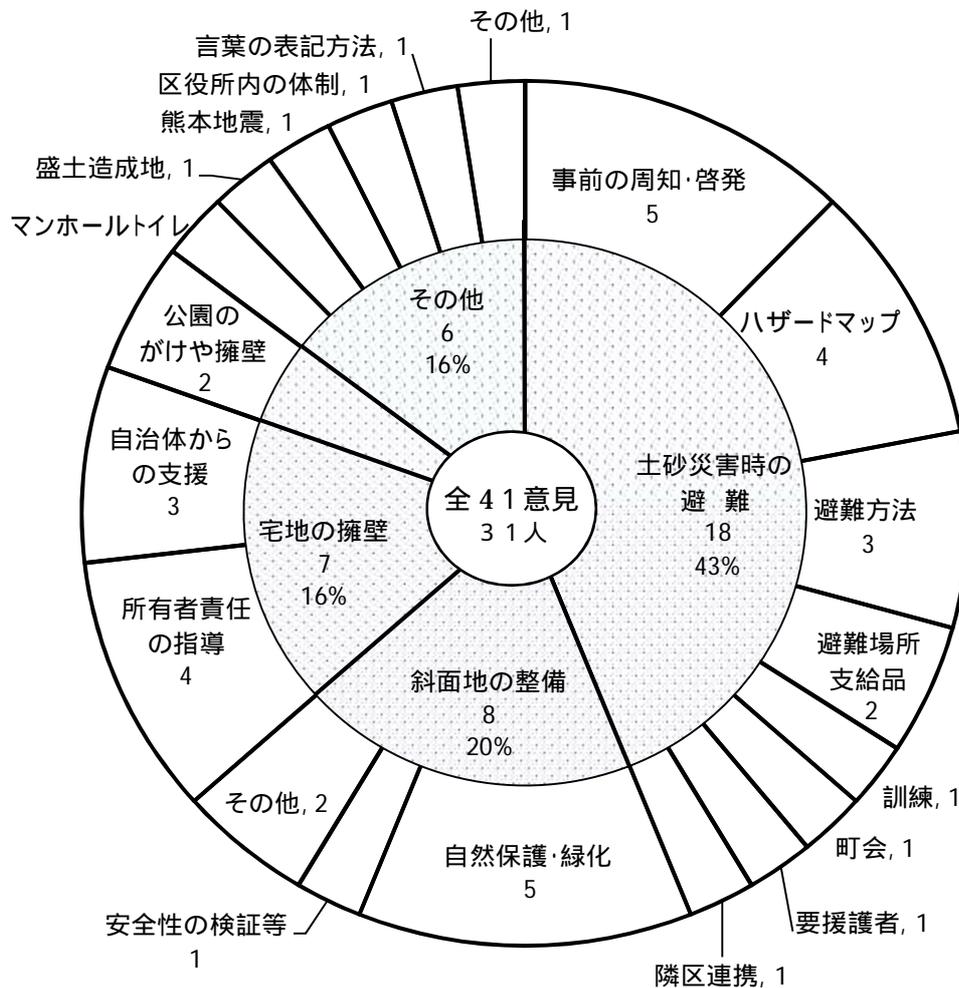
1. 意見数の集計

受付方法	人数	意見数
はがき	23	41
手紙	1	
FAX	0	
持参	1	
ホームページ	6	
その他	0	
合計	31	

2. 意見総括

大分類では「土砂災害時の避難」に関するものが最も多い。次いで比較的大規模な国分寺崖線等を想定した意見と思われる「斜面地の整備」に関するものが 20% を占め、次に「宅地の擁壁」が 16% となっている。

個々の意見では、「事前の周知・啓発」や「ハザードマップ」「自然保護・緑化」「所有者責任の指導」に関する意見が特に多くなっている。



3. 区民意見を受けての(素案)の修正について

全体の43%を占める「災害時の避難体制」については、災害対策課及び総合支所地域振興課を中心に取り組んでいるところである。特に関心が高いのは「事前の周知・啓発」であり、それを担う「ハザードマップ」については、普及に期待する声が多いことから、ハザードマップの配布方法を新たに方針に明記することとした。

「民地の擁壁」(全体の16%)における隣地への「所有者責任の指導」については、素案では特に触れておらず、区民の要望が多かったことから、区として適切に所有者・管理者に周知していくこととし、その旨追記した。

(案)

「世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針」素案についての
区民意見提出手続【実施結果】

1 意見・提案の分類と件数

分 類		件 数
世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針 (素案)	土砂災害時の避難に関するもの	18件
	斜面地の整備に関するもの	8件
	宅地の擁壁に関するもの	7件
	当区が管理する公園に関するもの	2件
	その他	6件
総 数	31人	41件

2 意見・提案の概要と区の考え方

【用語説明】

「急傾斜地崩壊危険箇所」: 斜面地が崩壊した場合に人家や公共施設等に被害を生じるおそれがある箇所

「土砂災害警戒区域」: 斜面地が崩壊した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地で、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定された区域。

「土砂災害特別警戒区域」: 土砂災害警戒区域のうち、斜面地が崩壊した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地で、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定された区域。

「内閣府によるガイドライン」: 内閣府が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」

番号	意見・提案の概要	区の考え方
土砂災害時の避難に関するもの（１８件）		
1	実践的な避難訓練をお願いしたい。	どのような避難行動を取るべきかの認識を深められるよう、土砂災害対策を含めた水害対策の実践的な避難訓練の実施を検討します。
2	避難先の適切な確保、食料等の迅速な対応をお願いしたい。	土砂災害を含め水害時に想定される被害状況等を踏まえて、公共施設等で避難所を適切に確保するとともに、土砂災害時に必要となる食料を含めた物資の確保についても検討します。
3	防災体制と町会との関係について聞きたい。	避難情報の伝達などが的確に行えるよう、日頃から防災訓練などを通じて対象地区の町会・自治会との連絡体制を強化していきます。
4	要援護者への配慮をお願いしたい。	土砂災害警戒情報発表時に、土砂災害警戒区域・特別警戒区域内の情報が伝わりにくい要援護者に対して、避難勧告等の情報が速やかに確実に伝わるよう、連絡体制の整備を進めます。
5	避難体制の強化として、民間施設との避難所協定の締結や都市計画道路の整備、ソーラーシステム等を活用した夜間照明の整備を進めてほしい。	土砂災害を含め、水害時に想定される被害状況等を踏まえて、公共施設等で避難所を適切に確保します。災害時の円滑な避難にも寄与する都市計画道路については、着実な整備を図っており、ソーラーシステム等を活用した夜間照明については、施設整備にあわせて災害時に対応した照明器具の導入を検討します。

番号	意見・提案の概要	区の考え方
6	ハザードマップ等、防災についてもっと区民に具体的なお知らせをしてほしい。	<p>今後、当区では土砂災害ハザードマップを作成する予定であり、まちづくりセンター等の区の施設窓口で配布するほか、当区のホームページに公開し閲覧できるようにします。また、地域への配布も行う予定です。</p> <p>ハザードマップには、地域の特性や地域住民の意見を考慮しながら、土砂災害警戒区域・特別警戒区域や避難所の場所、避難方法、日頃からの備えや防災気象情報の収集方法等を掲載します。</p> <p>ハザードマップを活用して土砂災害に対する認識を深められるよう周知を図ります。</p>
7	ハザードマップの迅速な普及と容易な閲覧をお願いしたい。	
8	ハザードマップの各戸配布と、関係する小中学校における啓発活動をお願いしたい。	
9	ハザードマップの作成には、区民が参加をすべき。	
10	まずは個人の心がけを定着させ、発展させていく事が大事です。その手段であるハザードマップの作成やパンフレット（パソコンを使わない高齢の方のため）やセルフチェックシートは良い。	
11	区民への注意喚起をより多くの人に見てもらえる手段でお願いしたい。	
12	区内の現状からみて区民全般にとってはそれ程、喫緊の課題ではないのではないかと。メリハリをつけた予算での対策は良い。区民への情報提供と通知等を行い、区民の自助と共助を支援するように、注意喚起と専門家の派遣等を進めることが効率的で良い。	
13	急傾斜地崩壊危険箇所と思われる場所にマンション等が建っているのを見かけます。調査結果は公表し、近辺住民に警告してほしい。	
14	急傾斜地崩壊危険箇所や土砂災害特別警戒区域は現地に看板を立て、周知すべき。	

番号	意見・提案の概要	区の考え方
15	「内閣府によるガイドライン」では、避難準備情報の段階で、区民に自主的に避難を促すことを提言している。	地域住民の方には、避難準備情報や土砂崩れの前兆現象など危険を感じた場合は、当区からの情報を待たずに自主的に避難行動を心がけていただくよう、土砂災害ハザードマップの活用や訓練等を通じて周知に努めます。
16	避難について、2階以上の高層階、若しくはがけから離れる部屋への避難を徹底することが大切。	土砂災害からの避難は、立ち退き避難が基本となりますが、そのいとまがない場合など状況によっては堅牢な建物の2階以上で屋内安全確保をすることもあり得ます。避難方法については、当区のホームページや土砂災害ハザードマップへの記載・活用を通じて周知を図ります。
17	自治体からの情報がなくても、災害の前兆現象を感じたら早めに安全なところに移動することが大切。	
18	区境では、隣の区に避難する方が安全な方もいる。隣の区とも協力した避難体制をお願いしたい。	当区では、23区を初め、狛江市、調布市など近隣自治体と協定を締結し、災害時には連携協力に努めるものとしています。 狛江市との協定は、当区と狛江市に隣接している双方の避難所を周辺に居住する住民同士が円滑に相互利用できるような内容であり、連携して訓練に取り組んでいるところです。 隣接区や狛江市以外の近隣自治体については、発災時に避難所の相互利用などが円滑に実施できるよう、検討を進めます。
斜面地の整備に関するもの（8件）		
19	斜面地に植栽スペースを作り、緑化をすべきである。全国各地で市民参加によって愛着ある斜面が作られている。是非、世田谷にも。	斜面地にある公園緑地において市民参加により、植樹や管理をしていただいている樹林地があります。今後も、斜面地の状況に応じて、緑化していきます。
20	がけが大雨や地震で崩れないようにすることは大切。しかし、自然に触れ合える場所として、斜面地をコンクリートで固めるのではなく、自然を保護することも大切。	斜面地の防災対策は、コンクリートで固める以外に、みどりの保全と両立する工法もあります。なるべくみどりを残しながら安全を確保できるよう、斜面地の状況に合った工法を紹介していきます。

番号	意見・提案の概要	区の考え方
21	区の予算を斜面地に残る緑に投入し、自然の保護に努めてほしい。	都市公園・緑地として必要な斜面樹林地と判断する場所は、当区が取得し、保全していきます。当区による取得のほか、市民緑地や保存樹林地等の諸制度の活用により、民有地にあるみどりの保全に努めます。
22	斜面地の開発を禁止し、植樹を積極的に行ってほしい。	
23	擁壁には国産木を植栽し、コンクリートの壁が目立たない築造をお願いしたい。樹木の植栽が困難な場合には壁画を採用しコンクリート面を被う手法の検討をお願いしたい。	当区が斜面地において実施する工事の際には、地域の環境に配慮した計画とします。
24	斜面地の安全性の検証と損害度合の測定、それに応じた対策の実施と、同時に迂回路の選定を進めておくべき。	土砂災害警戒区域等が当区所有地の場合は、定期的に点検を実施するなど、適切な管理に努めます。迂回路や避難経路については、地域の特性や地域の意見を考慮しながら検討します。
25	危険箇所として区が把握しているかどうかを表示してほしい。危険な箇所が私有地の場合、対策は個人任せか？補助金等があるとよい。	土砂災害警戒区域等は「区のお知らせ」や当区のホームページ、土砂災害ハザードマップ等の啓発物など、さまざまな広報媒体を活用して区民に適切に周知し、注意喚起を図ります。 職員による現地の状況確認を定期的に行いますが、危険な箇所があれば原則その所有者・管理者に何らかの対策をする責任があります。
26	早急に改善を促すような危険箇所は、区内には多くないので、職員による専門的な検討を重ねてほしい。	土砂災害特別警戒区域内に限っては、土砂崩れによる被害を受ける住宅を守るための工事費に対する助成制度の構築を予定しています。

番号	意見・提案の概要	区の考え方
宅地の擁壁に関するもの（7件）		
27	民間敷地内のがけ・擁壁についての安全性の検証や定期的な点検などを促す支援策等の積極的な取り組みをお願いしたい。民間敷地内のがけ・擁壁の安全性は、そこに居住する所有者及び隣接地に居住する者それぞれに関わる重要な問題。	擁壁の維持管理は、その所有者・管理者が行うべきものであることをあらためて当区のホームページ等の広報媒体を活用して区民に適切に周知します。また、擁壁等の安全性を自己診断するための「セルフチェックシート」の利用を促進します。 特に危険が高い場合など必要があれば当区から擁壁の所有者・管理者に適切な管理をするよう促します。
28	宅地間にある危険な擁壁は、隣地に被害が及ぶため、崩壊する前に所有者に責任を取らせるべき。	
29	隣地の擁壁の安全性について、責任と義務を指導してほしい。	
30	宅地間の擁壁は、隣家との間で加害者又は被害者になることを周知させる必要がある。民地内は個人の理解を高めることが急務。	
31	個人で擁壁を築造する際、業者や相場、工事の良し悪し等が判断できない。行政からの支援をお願いしたい。	
32	戦前に築造されたような古くて危険な宅地の擁壁に対し、自治体による支援をお願いしたい。	
33	宅地の危険な擁壁の補修・改修に対する助成をお願いしたい。	

番号	意見・提案の概要	区の考え方
当区が管理する公園に関するもの（２件）		
34	多数が利用する公園のがけや擁壁は、特に適切な管理をお願いしたい。	公園を安心して利用いただけるよう、定期的に点検等を実施するなど、適切な管理に努めます。
35	公園の管理について、土砂災害警戒区域でも土砂災害特別警戒区域と同じ対応をお願いしたい。	区立公園区域内については土砂災害警戒区域も土砂災害特別警戒区域と同様に、点検等を実施し適切な管理に努めます。
その他（６件）		
36	避難所等で、トイレが不足する場合には、下水のマンホールを利用してトイレとして使うことはできないか。	区では、災害時に断水等で水洗トイレが使用できなくなった場合に備え、区立学校や区立公園等に災害用マンホールトイレの整備を進めています。 災害用マンホールトイレとは、井戸水等を活用して排泄物を下水道本管に流す仕組みの仮設トイレで、災害時はマンホールの蓋を外し、テント・便器を設置して使用します。
37	過去に盛土をした土地を判断できる地図の公表をお願いしたい。	過去に大規模に盛土をして造成された土地については、東京都のホームページにおいて「大規模盛土造成地マップ」として公開しています。
38	熊本地震を区として分析し、世田谷区の防災計画に活かしてほしい。	今後の国や関係自治体等における熊本地震の検証を注視しつつ、過去の実災害の状況等も踏まえ、災害予防から災害復興まで、災害に対し実効性のある体制を構築した計画づくりを進めていきます。
39	防災に関係する区役所内の体制の明確な開示をお願いしたい。	区役所内の体制の明確化について、区民にわかりやすい形で当区のホームページ等に公開していきます。
40	擁壁の定義が不鮮明となるため、「等」の表現は避けてほしい。	斜面が崩れるのを防ぐ手段としては、擁壁以外にも建物、鉄板等もあるため「等」の表現を使用しています。今後ともわかりやすく・正確な表現に努めていきます。
41	この素案で良い。特に問題ない。	本方針の施策を着実に実行し、土砂災害に強い街づくりを目指していきます。